

社会福祉法人水俣みどり福祉会 みどりの森こども園行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年11月1日 ～ 令和10年3月31日 までの2年5ヵ月間

2. 内容

目標1：令和9年3月までに、1年につき3日間（子が2人以上の場合は6日間）を限度として有給扱いにしている看護休暇制度を、1年につき5日間（子が2人以上の場合は10日間）を限度として拡充する。

<対策>

- 令和8年12月 職員への周知・運用ルールの検討
- 令和9年4月 制度導入

目標2：職員体制を充実させ、業務を見直すことで、年次有給休暇をより取得しやすい環境を整え、取得率を10%向上させる。

<対策>

- 令和8年1月 職員へのヒアリング、検討開始
- 令和8年2月 職員体制、改善すべき業務内容の検討
- 令和8年4月 運用開始
- 令和9年3月 職員へのヒアリング、評価と改善